

事前登録手続について

宇都宮地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の実施する記者会見等に参加するためには、事前の登録を必要とします。

この事前登録は、下記①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
  - ② 日本専門新聞協会会員社
  - ③ 日本地方新聞協会会員社
  - ④ 日本民間放送連盟会員社
  - ⑤ 日本雑誌協会会員社
  - ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
  - ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
  - ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- なお、各会員社に所属する記者の事前登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、事前登録した記者であっても、抽選又は受付順等適宜の方法により参加人員を制限させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申請方法

申請者は以下の書類のすべてにつき、郵送により、宇都宮地方検察庁検察広報官宛て提出してください。

本登録の申請期限は、本年5月15日（金）（消印有効）です。

なお、必要に応じ、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知おき願います。

(1) 登録申請書

[ 登録申請書 (Excel) ]

- (2) 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）

なお、上記各証明書類に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合には、各証明書類に加え、顔写真（4.5 cm×3 cm）1枚を添付

- (3) 上記1⑦に該当するとして申請する記者は、下記アに掲げるもの、同1⑧に該当するとして申請する記者は、下記ア及びイに掲げるもの

ア 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

イ 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

[ 証明書ひな形 (Word) ]

3 登録等手続結果のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録者として認められなかった方には、6月10日(水)までに郵便等でその旨お知らせします(登録者にはお知らせしません。)

なお、期間外の申請には応じられませんので、御注意ください。

4 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見の実施については、通常、開催30分前までにその旨を通知することとしますが、当該通知は、各会員社に所属する記者については当該会員社宛てに、上記1⑦又は⑧に該当する記者については各記者宛てに、原則としてメールによりお知らせする予定です。

については、各会員社に所属する記者においては、各社使用の特定のメールアドレスを、上記1⑦又は⑧に該当する記者においては、自己使用の特定のメールアドレスを登録していただく必要があります。その手続については、後日、登録が認められた方にお知らせします。

5 登録の更新手続について

今回、登録された方が、来年度以降も引き続き登録を希望される場合には、令和9年4～6月頃、登録の更新手続が必要となります。

更新手続の詳細については、おって、お知らせします。

6 記者会見への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、おって、適宜の方法によりお知らせします。

7 登録申請書の送付先及び登録申請に関する問合せ先

〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡2-1-11

宇都宮地方検察庁検察広報官宛て

電話 028-621-2525

(メール、FAXによる問合せには応じておりません。)

以 上